

劇場、映画館、集会場等用

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、_____に勤務し、出演し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理 者			
防火 担 当 責 任 者		火 元 責 任 者	
担 当 区 域	職 ・ 氏 名	担 当 区 域	氏 名

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は自主検査票(別表)に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象	実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備
	防火区画	1日1回	毎日終業時
消防用設備等	1日1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについて、_____（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

（従業員等の遵守事項）

第5条 全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 客席内における観客の喫煙禁止について万全を図る。
- イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- ウ 演劇又は映画等が終了し、退館する前には灰皿の整理及び火気使用設備・器具等の安全を確認する。
- エ 火気使用器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外の目的で使用しない。
- オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに可燃物に接近して使用しない。
- カ 溶接、溶断等火気を使用する作業を行う場合は、防火管理者に連絡する。
- キ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所、倉庫等の巡回を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。
- イ 階段、客席等出入口に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、_____（防火管理者又は防火担当責任者）に報告し、必要な措置を講ずる。

（催物開催時の安全管理）

第6条 防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、次の事項について報告させるとともに火災予防上必要な指示をするものとする。

- (1) 催物主催者側の責任者
- (2) 催物内容、催物の規模等の概要
- (3) 火気等を使用する場合の火気取扱い責任者
- (4) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法
- (5) 火災など災害時における観客等の避難誘導対策
- (6) 舞台上で裸火等を使用する場合の消防機関への届出等

(消防用設備等の法定点検)

第7条 消防用設備等の機能を維持管理するために（_____に委託して）次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施月日			
	機器点検		総合点検	
消火器	月 日	月 日		
	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、_____（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

3 消防用設備等の法定点検の結果は、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第8条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班			
	班長（	）――班員（	）	（
	消火班	班長（	）――班員（	）
	避難誘導班	班長（	）――班員（	）
任 務 分 担				
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。 館内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。			
消火班	消火器等による初期消火を行う。 出火時における避難者の誘導を行う。			
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。			

(震災対策)

第9条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。

カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水		
非常用食料		
応急手当セット（三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）		
懐中電灯、乾電池		
携帶用ラジオ		

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は館内にいる観客等に知らせる。

イ 警戒巡回

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、館内を巡回する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 館内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、観客等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 観客等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

この場合に照明器具等の落下の恐れがある場所にいる観客等については、壁ぎわ等安全な場所に移動させるものとする。

- (イ) 観客等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

- (ウ) 観客等を避難場所（_____）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
- (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒步とする。

(教育訓練)

第10条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時1回	○		
正社員	月、__月	年2回	○		
	朝礼時	必要な都度		○	○
派遣社員	採用時	採用時1回	○		
	朝礼時	必要な都度		○	○
アルバイト・パート	採用時	採用時1回	○		
	就業時	必要な都度		○	○
催物係員	催物開催前	1回以上	○		○
	催物開催中	必要な都度			○
備考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 消防用設備等の取扱要領について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	__月 __月	震災訓練	__月
避難訓練	__月 __月		
通報訓練	__月 __月	総合訓練	__月

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「自衛消防訓練通知書」により、消防署長に報告する。

(消防機関への報告、連絡)

第11条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導等の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、令和 年 月 日から施行する。